

目次

規 則

三重短期大学の組織に関する規則の一部を改正する規則

告 示

都市計画の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

臨時会の招集

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効

道路の供用開始

道路の区域変更

公示送達

保管した屋外広告物

道路の供用開始

臨時運行許可証及び番号標の無効

公 告

犬の抑留

津市農用地利用集積計画

都市計画の図書の縦覧

地籍調査による地図等の閲覧

開発行為に関する工事の完了

農業委員会告示

小作料の標準額の決定

三重短期大学の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年2月1日

津市長 松田直久

### 津市規則第3号

#### 三重短期大学の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重短期大学の組織に関する規則（平成18年津市規則第213号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項及び第3項中「所属の職員」を「所属職員」に改め、同条第4項中「助教授」を「准教授」に、「所属の職員」を「所属職員」に改め、同条第5項中「助教授」を「准教授」に、「所属の職員」を「所属職員」に改め、同条第7項中「所属の職員」を「所属職員」に改める。

第12条第2項中「助教授」を「准教授」に改め、同条第3項中「助教授及び講師」を「准教授、講師及び助教」に、「指導するとともに、その担当する」を「教授し、その研究を指導するとともに、」に改め、同条第4項中「教授、助教授及び講師の職務を補佐する」を「教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成20年2月1日

津市長 松田直久

1 都市計画の種類及び名称

亀山都市計画道路

3・5・32 棕本環状一号線

3・5・33 安西亀山線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示する。

3 都市計画の縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

津市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年安濃町告示第2号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年2月4日

津市長 松田直久

1 届出者

井上区自治会

三重県津市安濃町川西1446番地

代表者 丸山長郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所	変更前	豊田憲二 津市安濃町川西1380番地1
	変更後	丸山長郎 津市安濃町川西1468番地

3 変更の年月日

平成20年1月13日

4 変更の理由

定期総会において新任

津市告示第12号

平成20年第1回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年2月6日

津市長 松田直久

1 招集の日

平成20年2月13日

2 招集の場所

津市議会議事堂

3 会議の事件

- (1) 平成19年度津市一般会計補正予算（第5号）
- (2) 平成19年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 平成19年度津市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- (4) 平成19年度津市水道事業会計補正予算（第1号）

津市告示第13号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成20年2月6日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9114309	平成19年10月1日	平成20年1月10日
9150337	平成19年10月1日	平成20年1月10日
0933515	平成19年10月1日	平成20年1月14日
0107177	平成19年10月1日	平成20年1月15日
9206788	平成19年10月1日	平成20年1月15日
0906537	平成19年10月1日	平成20年1月16日
2151798	平成19年10月1日	平成20年1月16日
1311782	平成19年10月1日	平成20年1月17日
1322961	平成19年10月1日	平成20年1月18日
9205478	平成19年10月1日	平成20年1月18日
0331405	平成19年10月1日	平成20年1月19日
2157316	平成19年10月1日	平成20年1月21日
1310222	平成19年10月1日	平成20年1月23日
0360453	平成19年10月1日	平成20年1月26日
2154354	平成19年10月1日	平成20年1月28日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2154354	平成20年1月1日	平成20年1月28日

津市告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年2月8日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
3003	中別保東千里線	津市河芸町上野字市場山 638番2地先から	平成20年 2月12日
		津市河芸町上野字南大蔵 369番2地先まで	

津市告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年2月8日

津市長 松田直久

1 路線名 4281 西古河町安東町第1号線  
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安東町字足入 2017 番 1 地先から 津市安東町字足入 2025 番 3 地先まで	旧	7.5~17.8	73.2
津市安東町字足入 2017 番 1 地先から 津市安東町字足入 2025 番 3 地先まで	新	7.5	73.2

2 路線名 3003 中別保東千里線  
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市河芸町上野字市場山 638 番 2 地先 から 津市河芸町上野字南大蔵 369 番 2 地先 まで	旧	6.3~12.0	23.0
津市河芸町上野字市場山 638 番 2 地先 から 津市河芸町上野字南大蔵 369 番 2 地先 まで	新	6.3~37.0	23.0



津市告示第16号

下記の者の平成19年度市民税・県民税納税通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

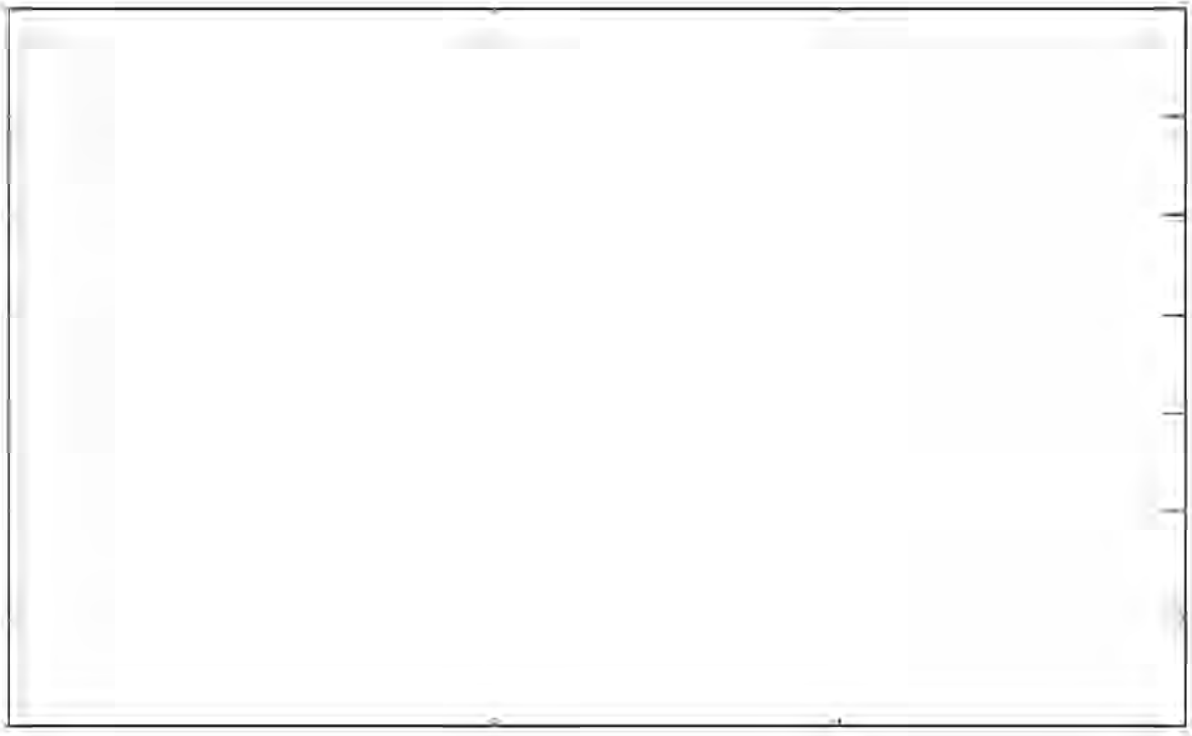
なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成20年2月12日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考



津市告示第17号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年2月13日

津市長 松田直久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量  
はり札等 22枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所  
桜橋2丁目ほか（主要幹線道路）
- 3 広告物又は掲出物件を除去した日  
平成20年1月22日から23日まで
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項  
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町1185番地1 津市相川建設作業事務所

電話番号 059-235-5655

津市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年2月13日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
150	大野立花庄屋出線	津市美杉町八知字おくの門843番2地先から	平成20年 2月13日
		津市美杉町八知字上親1406番1地先まで	

津市告示第19号

下記に係る自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標は無効であることを告示する。

平成20年2月15日

津市長 松田直久

記

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標

許可証及び許可番号標	許可年月日	無効となった日
三重 13-58 津	平成18年3月29日	平成18年4月7日
三重 13-52 津	平成18年5月17日	平成18年5月26日
三重 13-68 津	平成18年9月15日	平成18年9月25日
三重 13-71 津	平成19年7月18日	平成19年7月27日
三重 13-77 津	平成19年7月27日	平成19年8月7日
三重 13-78 津	平成19年8月27日	平成19年9月5日
三重 13-70 津	平成19年11月13日	平成19年11月23日

津市公告第20号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年2月8日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成20年2月6日

2 抑留期間 平成20年2月13日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	白黒	メス	中	不明	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第21号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成20年2月8日

津市長 松田直久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎6階）

津市公告第 22 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供します。

平成 20 年 2 月 8 日

津市長 松田直久

1 都市計画の種類及び名称

亀山都市計画道路

3・4・30 津関線

3・4・31 椋本安西線

2 縦覧場所

津市都市計画部都市計画課



## 津市公告第 23 号

津市芸濃町林区域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 20 年 2 月 13 日

津市長 松田直久

### 1 地図及び簿冊の名称

芸濃町林川原 2・3 地区地籍図原図及び芸濃町林川原 2・3 地区地籍簿案

### 2 調査時点

地図は、平成 19 年 3 月測量、簿冊は、平成 19 年 2 月現在の状況によって調査して作成したものです。

### 3 閲覧期間

平成 20 年 2 月 15 日から平成 20 年 3 月 6 日までの 21 日間  
期間中の土日祝日を除く 9 時から 17 時までの間とします。

### 4 閲覧場所

津市芸濃総合支所産業建設課

ただし、平成 20 年 2 月 17 日の日曜日については 9 時から 17 時まで、  
林川原公民館にて閲覧を行います。

### 5 意義申し立て

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接又は公告した市長を経由して、訂正の申し出をすることができます。

誤り等訂正申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年2月15日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成20年2月13日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市末広町1038ほか1筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都世田谷区若林1-20-21  
浅野 信二

津市農業委員会告示第1号

農地法第23条第1項の規定に基づき、小作料の標準額を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年2月8日

津市農業委員会会長 野田 悟

小作料の標準額（10アール当り）				
農地の区分			標準額	備 考
平坦地域	田	上田	10,500	1区画が30アール以上 位置、区画、土質等の条件が良い水田
		中田	7,500	1区画が10～30アール程度 位置、区画、土質等の条件が中位の水田
		下田	5,000	小規模なほ場で、大型機械の使用が困難な水田 位置、区画、土質等の条件が悪い水田
	畑		3,500	
中間地域	田	上田	7,500	1区画が30アール以上 位置、区画、土質等の条件が良い水田
		中田	5,500	1区画が10～30アール程度 位置、区画、土質等の条件が中位の水田
		下田	3,500	小規模なほ場で、大型機械の使用が困難な水田 位置、区画、土質等の条件が悪い水田
	畑		2,500	
山間地域	田	上田	5,000	1区画が20アール以上 位置、区画、土質等の条件が良い水田
		中田	3,500	1区画10～20アール程度 位置、区画、土質等の条件が中位の水田
		下田	2,500	小規模なほ場で、大型機械の使用が困難な水田 位置、区画、土質等の条件が悪い水田
	畑		1,500	

農地の区分における区域

区 域	地 区 名
平坦地域	津（片田を除く）地区、河芸地区、芸濃（棕本、安西）地区、安濃地区、香良洲地区、久居（榊原、稲葉を除く）地区、一志（川合、高岡）地区
中間地域	津（片田）地区、芸濃（明、雲林院）地区、美里（辰水、高宮）地区、久居（榊原、稲葉）地区、一志（大井、波瀬）地区、白山地区
山間地域	美里（長野）地区、芸濃（河内）地区、美杉地区

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。